

手続きをしてくださいます。申請した月の翌月から支給されます。特例給付受給者の年金加入状況に変更があったときは、受給資格がなくなる場合もありますので、必ず届け出てください。届け出が遅れると、すでに受け取った手当をお返しいただく場合があります。

【詳細】 区役所(15階)の保健福祉サービス課

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続きを

▲児童扶養手当▼

①離婚②未婚③父親が死亡・重度障がい者・生死不明・拘禁・児童遺棄の状態で、父親と生計を同じくしていない児童(18歳に達した年度末までの間にある児童または20歳未満の心身障がい児)を養育している母親または養育者に支給。ただし、所得限度額以上の方は支給が停止されます。

▲特別児童扶養手当▼

20歳未満の重度または中度の心身障がい児を養育している方に支給されます。ただし、児童福祉施設に入所している場合は支給されません。また所得限度額以上の方は支給が停止されます。

※両手当ても、支給要件に該当しなくなった場合には届け出が必要です。届け出が遅れると、さかのぼって手当をお返しいただく場合があります。

【詳細】 区役所(15階)の保健福祉サービス課

▲特別障害者手当・障害児福祉手当の手続きを

▲特別障害者手当▼

著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給します。施設などに入所している場合や、病院に3カ月以上入院している場合は支給されません。

▲障害児福祉手当▼

重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給します。施設などに入所している場合、障害年金などの給付を受けることができるとは支給されません。

※両手当ても、所得制限限度額を超える方は支給が停止されます。

【詳細】 区役所(15階)の保健福祉サービス課

未婚者の集い

身体に障がいのある方々の結婚を目的とした出会いの場です。障がいの有無にかかわらずご参加ください。

日時 2月20日(日)午前11時30分
 会場 札幌全日空ホテル(中央区北3西1)。
 費用 4千円(2月16日(水)以降の取り消しは会費返還不可)。
申込はがきかファクスに**上欄**の**必要事項**を記入し、2月15日(火)(必着)までに送付。電話

も可。

【申込先・詳細】 身体障害者福祉協会(〒063-0802 西区二十四軒2の6 身体障害者福祉センター内) ☎(641) 8853、FAX(641) 8966

身近に感じてみませんか！福祉用具

補聴器・会話関連用具の体験研修会です。
 日時 2月25日(金)午後1時30分～3時30分。
 会場 身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。

申込 事前に電話かファクス(上欄必要事項を記入)。
【申込先・詳細】 身体障害者更生相談所 ☎(641) 8852、FAX(641) 2900

障がいのある方のための相談

内容就職、結婚など。
 日時 月曜～金曜の午前9時～午後5時。
 会場 身体障害者福祉センター

(西区二十四軒2の6)。
対象 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方。
持ち物 履歴書、写真2枚、身体障害者手帳、印鑑。
申込 事前に電話。

【申込先・詳細】 身体障害者福祉協会 ☎(641) 8853、FAX(641) 8966

お母さんのための教養講座

内容 ワードでお絵かき。
 日時 3月5日(土)午前10時～午後4時。
 会場 母子寡婦福祉センター。

対象 母子家庭の母と子(小学生以上) 10組20人。
申込 往復はがきに**上欄必要事項**を記入し、2月18日(金)(必着)までに母子寡婦福祉連合会(〒060-0042 中央区大通西19 社会福祉総合センター内)へ送付。(抽選)

【申込先・詳細】 母子寡婦福祉センター(社会福祉総合センター内/15階) ☎(631) 3270

広告欄

暮らし

福祉・健康